注意

入札制度が変わりました。

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

入札の際に，次の書面の提出が必要になりました。
（入札書ごとに必要です。）

暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完・提出後の訂正は不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
（よくある誤り）「陳述」欄「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは，「他人から資金の提供を受けて，当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には，チェックは不要です。

＋

住民票（個人の場合）

資格証明書（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

＋

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目６番１号　仙台地方裁判所執行官室　☎022-223-3845

令和８年（ヌ）第１４号【物件番号９】

注　　意　　書

現況調査報告書に物件１、２、評価書に物件２が含まれますが、売却対象外となりますのでご注意ください。

令和　８年（ヌ）第　　１４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２５日
仙台地方裁判所第４民事部
裁判所書記官　大　張　　梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月１５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月２２日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２４日　午前１０時００分 仙台地方裁判所開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午後　３時００分 仙台地方裁判所第４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		別紙物件目録中，☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２５日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
9	871,000 696,800		174,200	1,012	0
備考					

令和　8年（ヌ）第　　14号

物　件　目　録

9　所　　在　　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　　３３１番３

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　１５５９平方メートル

令和　8年（ヌ）第　　14号

物　件　明　細　書

令和　8年　9月29日
仙台地方裁判所第4民事部
裁判所書記官　工　藤　洋　志

1　不動産の表示
【物件番号9】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号9】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ヌ）第　　14号

物　件　目　録

9　所　　在　　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　　３３１番３

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　１５５９平方メートル

令和８年(ヌ)第　１４号
令和８年　３月　６日受理
令和８年　４月２０日提出

現況調査報告書

（物件１、２、９関係分）

仙台地方裁判所
執行官　佐々木　　和志　（印）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　14号

物　件　目　録

1　所　　在　石巻市桃生町城内字西嶺

　　地　　番　２３番

　　地　　目　宅地

　　地　　積　８８４．５７平方メートル

　　所有者　A

2　所　　在　石巻市桃生町城内字西嶺

　　地　　番　２４番

　　地　　目　畑

　　地　　積　９３８平方メートル

　　共有者　A　　持分４分の３

9　所　　在　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　３３１番３

　　地　　目　雑種地

　　地　　積　１５５９平方メートル

　　所有者　A

（土地用）

不動産の表示	「物件目録（物件１）」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地　（物件１　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　□山林　　（物件　　）　□ □
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者　　■その他の者 □上記の者が本土地上に、 下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している ■上記の者が更地の状態で占有している。 □ ■「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	物件１は草木や低灌木が繁茂した状態になっている。物件１には、登記記録上は、Ｃ（物件１の前所有者）所有の下記建物が記載されているが実際には存在しない。滅失した時期は不明である。 家屋番号　　２３ 種　　類　　居宅 構　　造　　木造草葺平家建 床面積　　１１２．３９㎡ （符号１～４の附属建物あり） 物件１は西側で石巻市の管理する「道」に接面している。この道路は市道である。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（土地用）

不動産の表示	「物件目録（物件２）」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件２
現況地目	□宅地　（物件　　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） ■雑種地（物件２　）　□山林　　（物件　　）　□　　（物件　　） □
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者　　■その他の者 □上記の者が本土地上に、 下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している ■上記の者が更地の状態で占有している。 □ ■「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	物件２の登記記録上の地目は畑であるが、草木や低灌木が繁茂した状態になっている。 石巻市農業委員会からの回答書には、次のように記載されている。 ア　現況は農地ではない イ　所有権移転、賃借権設定及び転用等の許可はない ウ　原状回復命令が発せられる見込みはない エ　非農地証明申請をなし、非農地証明書を得れば農地買受適格証明書は不要である。 物件２は西側及び北側で石巻市の管理する「道」に接面している。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（土地用）

不動産の表示	「物件目録（物件９）」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件９
現況地目	□宅地　（物件　　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） ■雑種地（物件９　）　□山林　　（物件　　）　□ □
形状	□公図のとおり　　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している ■上記の者が更地の状態で占有している。 □ □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	建物等はないが、草木や低灌木が繁茂した状態になっており、立ち入りは困難な状態である。 南西側で桃生郡桃生町（現石巻市）所有の３３１番２の公衆用道路に接面している。この道路は市道である。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１、２関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	□債務者 ■B
占有状況	□敷地 □駐車場 ■更地 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □

■関係人（■B（占有者） ■A（所有者））の陳述／■提示文書（念書、領収証２通）の要旨

占有権原		■賃借権 □使用借権 □
占有開始時期		平成３０年 ９月１０日
最初の契約等	契約日	平成３０年 ９月１０日
	期間	平成３０年 ９月１０日から ■令和 ５年 ９月 ９日まで ５年間 □期間の定めなし
更新の種別		■合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	令和 ５年 ９月１０日から ■令和 １０年 ９月 ９日まで ５年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 □その他の者（ ）
	借主	■占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎 金 円（毎 限り 分支払） ■前払（「その他の欄」記載のとおり ） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		■ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		地代は、平成３０年９月１０日に平成３０年９月１０日から令和５年９月９日までの分２１０万円を、令和５年９月１日に令和５年９月１０日から令和１０年９月９日までの分１８０万を前払いで支払っている。対象地は物件１と物件２である。
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■A （本件所有者　　）	本物件の所有者です。物件１には、登記記録上は建物があるとのことですが、以前は建物が建っていたのは確かですが、だいぶ前に解体して、現在は更地になっています。滅失の登記をしなかった理由は特にありません。物件２は登記記録上の地目は畑になっていますが、私が相続する前から耕作はしていませんでしたし、私も耕作はしていません。売却対象外の共有持分権も私が取得することで共有持分権者Ｄと話はついているのですが、登記はそのままになっています。 物件１と物件２を一体の土地としてＢに貸しています。期間は平成３０年９月１０日から令和１０年９月９日までの１０年間で、賃料は平成３０年９月１０日に２１０万円、令和５年９月１日に１８０万円と全期間分を一括で受け取っています。
■B （本件賃借人　　）	物件１と物件２の土地を借りています。契約内容はＡの陳述のとおりです。資材置き場として借り受けました。現在は使用していないのですが、必要になるときもあるのであらかじめ借りています。以前は建物があったようですが、土地を借りた時点では建物はありませんでした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年3月11日（水） 12：30－12：40	石巻市役所	石巻市に課税台帳等の資料請求
R8年3月11日（水） 16：00－16：10	石巻市農業委員会 （石巻市河北総合支所内）	農地の権利変動等の調査について照会
R8年3月18日（水） 10：30－10：40	仙台法務局石巻支局	物件及び周辺土地の全部事項証明書受領
R8年3月18日（水） 11：10－11：30	石巻市役所	石巻市から課税台帳等の資料受領、物件の特定及び接道についての調査
R8年3月18日（水） 12：20－12：30	石巻市農業委員会 （石巻市河北総合支所内）	農地の権利変動等の調査についての回答書受領
R8年3月18日（水） 13：30－13：50	物件所在地	物件確認、写真撮影
R8年4月3日（金） 13：30－14：00	物件所在地	写真撮影、立入調査、評価人帯同
R8年4月8日（水） 9：00－9：30	執行官室	所有者Ａ及び占有者Ｂより占有状況等聴取（電話による聴取）

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人　　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公図写１

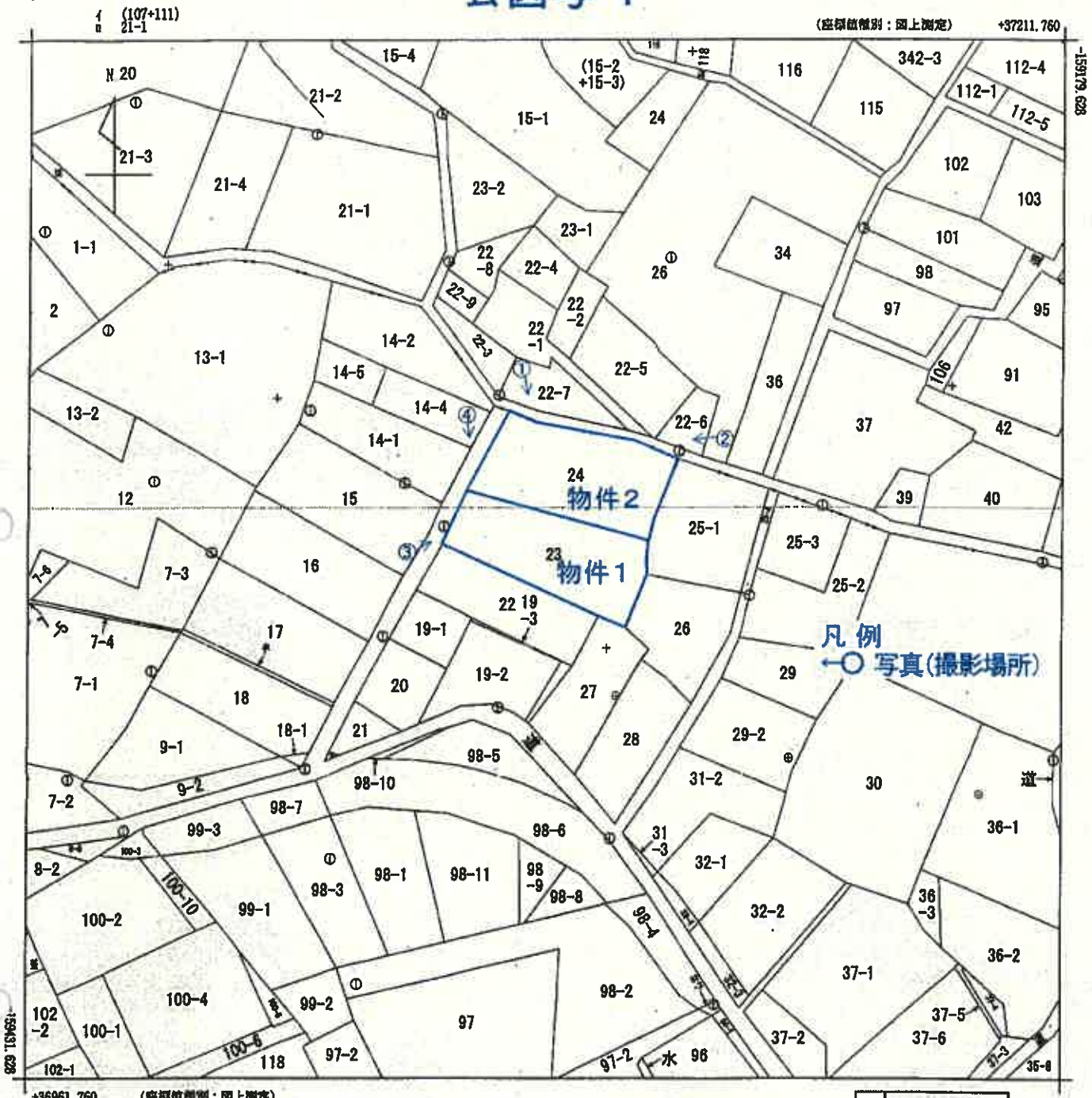

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出



A４判に縮小

請求部分	所在	石巻市桃生町城内字西嶺				地番	23番		
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和44年10月			備付年月日(原図)	昭和61年9月1日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局石巻支局管轄)

令和8年2月2日

さいたま地方法務局川口出張所

登記官

請求番号：14-1

(1/1)

(８枚目)

公図写2

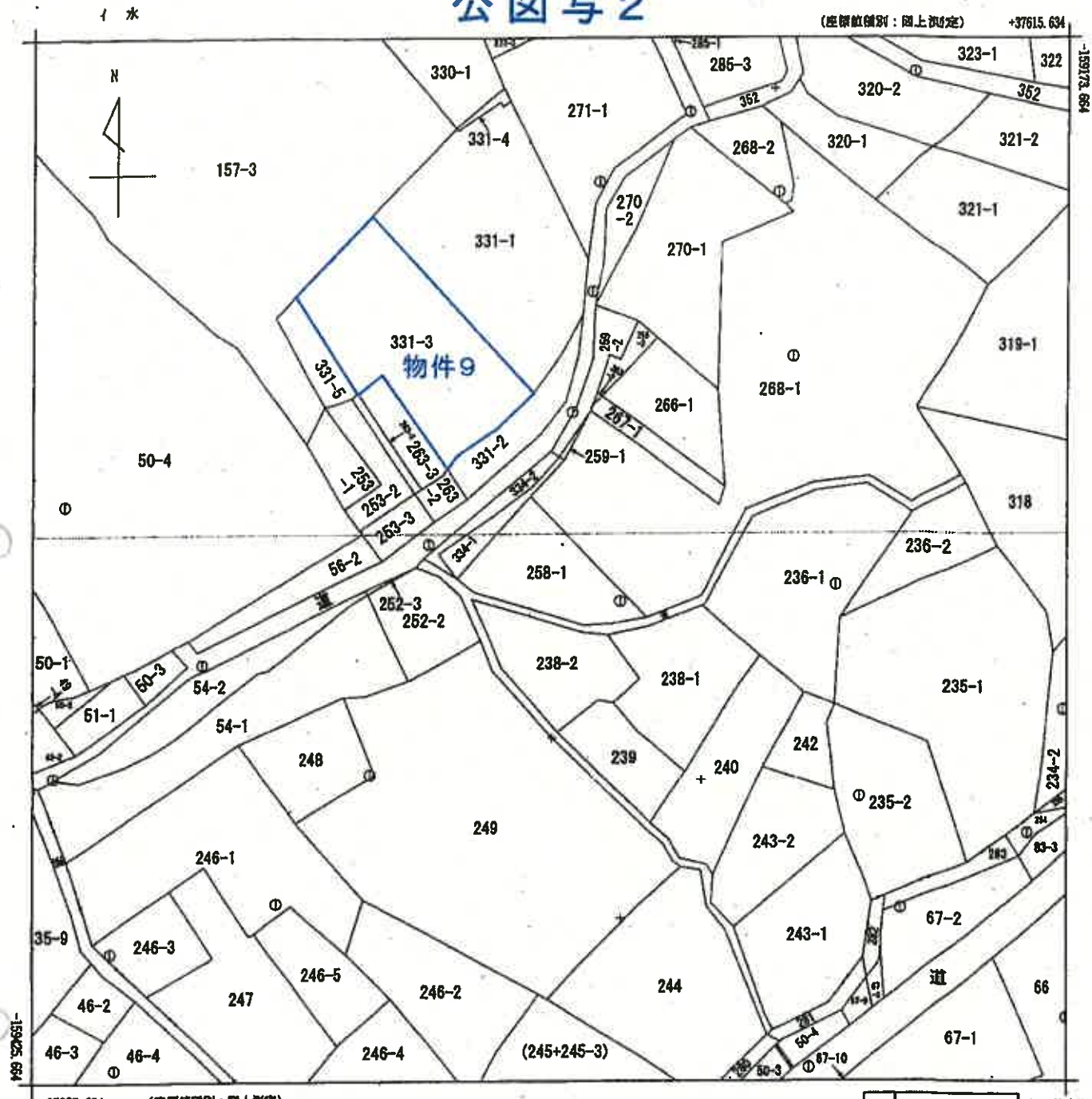

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

A4判に縮小

請求部分	所在	石巻市桃生町城内字東嶺				地番	258番1		
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和44年10月			備付年月日(原図)	昭和61年9月1日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局石巻支局管轄)

令和8年2月2日

さいたま地方法務局川口出張所

登記官

請求番号：14-3

(1/1)

(9枚目)

登記年月日：平成30年4月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（仙台法務局石巻支局管轄）
令和8年2月2日　さいたま地方法務局川口出張所
登記官

（10枚目）

地番	331−3、331−5
土地の所在	石巻市桃生町城内字東嶺

地積測量図

座標求積表

地番	㋑ 331-3			
NO	Xn	Yn	Yn+1−Yn−1	Xn・(Yn+1−Yn−1)
P1	−159216.652	37447.708	−57.245	9114366.060115
P211	−159236.191	37428.054	−3.450	549306.903533
P212	−159258.558	37444.258	20.890	−3329907.952974
P5	−159255.204	37449.944	21.361	−3401917.953967
R22452	−159277.874	37466.620	18.343	−2921553.277678
R22453	−159274.231	37466.287	12.211	−1944831.790882
R22454	−159267.971	37477.830	18.013	−2868646.488767
R22455	−159259.271	37486.299	−30.122	4797267.372974
			合計	−3118.047968
			合計面積	1559.5238330
			地積	1559.52 ㎡

地番	㋺ 331-5			
NO	Xn	Yn	Yn+1−Yn−1	Xn・(Yn+1−Yn−1)
P2	−159241.442	37424.040	7.095	−1129798.099092
P3	−159262.930	37436.149	16.687	−2977690.831781
P4	−159260.722	37442.737	8.109	−1291458.058611
P212	−159258.558	37444.258	−13.683	2179148.178236
P211	−159236.191	37429.054	−20.218	3219380.512992
			合計	−416.398288
			合計面積	208.1991330
			地積	208.19 ㎡

総合計面積	1767.7229660 ㎡

使用電子基準点			
点名	X座標	Y座標	備考
宮城県和	−139407.141	42124.232	
湯谷	−162086.128	27395.329	
河北	−165317.507	41036.996	

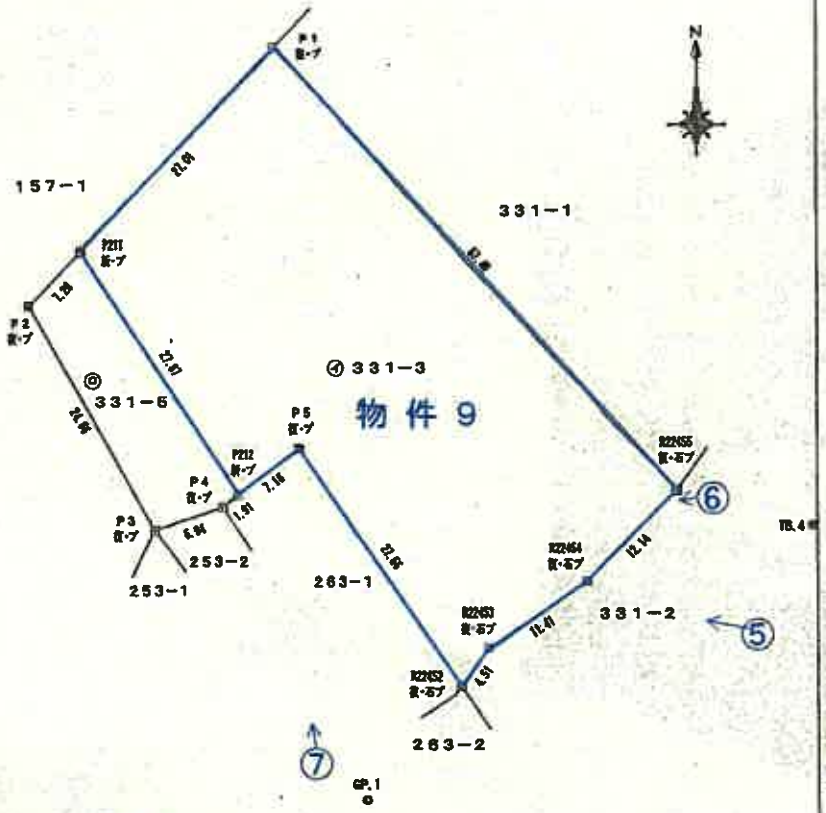

凡例
←○写真(撮影場所)

（単位：m）

A4判に縮小

凡例

境界標の種類		建設状況	
石コ	石巻市コンクリート杭	既	既設杭
石プ	石巻市プラスチック杭	復	復元杭
石金	石巻市金属標	替	建替杭
石鉄	石巻市金属鋲	新	新設杭
コ	コンクリート杭	計	計算点
プ	プラスチック杭	標識	
金	金属標	⊕	標識マーク
鉄	金属鋲	◎	基準点

測地系	世界測地系（測地成果２０１１）		
	平面直角座標系（第Ｘ系）		
基準点名称	Ｘ座標	Ｙ座標	備考
GP.1	−159288.876	37456.457	多角点（金属鋲）
TB.4	−159262.621	37499.320	多角点（金属鋲）
公共座標取得日	平成２６年１１月１３日		
測量年月日			

作成者	[redacted]	（平成 30 年 4 月 18 日作成）	申請人	[redacted]	縮尺	1／500

請求番号：14-6

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤　物件9



写真⑥　物件9



写真⑦



令和 ８ 年（ヌ）第 １４ 号
令和 ８ 年 ４ 月 ３ 日 現地調査
令和 ８ 年 ４ 月２１日 評　　価

仙台地方裁判所第４民事部　御 中

評　　価　　書

（ 物件２・９ ）

評価人　不動産鑑定士
江　澤　亜　樹

第１　評　価　額

物件番号	評　　価　　額
物件２（土地）	金　３５４，０００　円
物件９（土地）	金　８７１，０００　円

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
2	所在 地番 地目 地積	別紙物件目録記載のとおり	雑種地
9	所在 地番 地目 地積		

番号	特記事項
2	石巻市農業委員会によれば物件２は現況農地ではないとのことである。雑草灌木が繁茂しているものの、かつては資材置場として利用されていたことから、現況地目を雑種地とした。

第４　目的物件の位置・環境等

○　土地の概況及び利用状況等

◦ 物件２

位置・交通	ＪＲ気仙沼線「陸前豊里」駅の南東方・道路距離約 3.5 ㎞、桃生総合支所の東方・道路距離約 1.5 ㎞（別添「位置図」参照）	
付近の状況	桃生総合支所と桃生豊里インターとの間にあって、一般住宅、農家住宅が建ち並ぶ集落地域。 標準的街路は幅員約 9m舗装市道（町民総合センター1 号線）である。 系統・連続性は普通。全体的に南から南東向きの傾斜地勢であり、住宅周辺は山林農地となっている。自然的災害、公害、危険・嫌悪施設等はない。 標準的画地は前記市道に接面する規模 1,000 ㎡程度（間口 25m、奥行 40m）の資材置場である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 ― ― ― なし
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 その他	938 ㎡ 約 21m×43～46m 略長方形 平坦 準角地 特になし
接面道路の状況	◦ 西側有効幅員 2.5～3m、道路、舗装なし、0～2m高く接面 ◦ 北側有効幅員約 2m、道路、舗装なし、等高 西側道路は南方約 10m先が市道西嶺 1 号線となっている。	
土地の利用状況等	空地であるが雑草灌木が繁茂しており、立入り困難となっている。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特記事項	持分４分の３	

◦ 物件９

位置・交通	ＪＲ気仙沼線「陸前豊里」駅の南東方・道路距離約 3.7 ㎞、桃生総合支所の東方・道路距離約 2.1 ㎞（別添「位置図」参照）	
付近の状況	物件２に同じ	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 ― ― ― なし
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 その他	1,559 ㎡ 約 28m×約 58m 略長方形 平坦 一方路画地 特になし
接面道路の状況	南東側幅員約 9m、市道、舗装有、2m高く接面	
土地の利用状況等	空地であるが雑草灌木が繁茂しており、立入り困難となっている。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特記事項	なし	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	土 地 価 格 ア×イ×ウ
2	1,900	0.63	938	1,123,000
9	1,900	0.70	1,559	2,073,000

ア　標準画地価格

地域的特性の類似する公示価格等が存せず、公示地等との比較による検証ができないため、類似地域の取引事例を参考として査定した。

イ　個別格差：物件 2…接面道路　　－10（0.90）
整地を要する　－30（0.70）
相乗積　0.63（0.90×0.70＝0.63）
物件 9…整地を要する　－30（0.70）

ウ　地　　積：登記数量による。

２　評価額の判定

前記により求めた土地価格に、競売市場修正等を施して、次のとおり評価額を求めた。

番号	土 地 価 格 (円) ア	持分 イ	占有減価 修　正 ウ	市 場 性 修　正 エ	競売市場 修　正 オ	評　価　額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
2	1,123,000	3/4	1.00	0.70	0.60	354,000
9	2,073,000	1/1	1.00	0.70	0.60	871,000

ウ　占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ　市 場 性 修 正：衰退傾向にある農村集落近接の非宅地であり、市場滞留期間の長期化が見込まれることを考慮した

オ　競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※　算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第６　附 属 資 料

１　位　　置　　図（国土地理院地図）

２　法第１４条第１項地図写

３　地積測量図写

以　上

別紙

令和　8年（ヌ）第　　14号

物　件　目　録

2　所　　在　　石巻市桃生町城内字西嶺

　　地　　番　　２４番

　　地　　目　　畑

　　地　　積　　９３８平方メートル

　　持分４分の３

3　所　　在　　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　　８６番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　４８４．０７平方メートル

4　所　　在　　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　　８６番３

　　地　　目　　畑

　　地　　積　　３８６平方メートル

　　持分４分の３

5　所　　在　　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　　１０１番

　　地　　目　　畑

　　地　　積　　４４３平方メートル

　　持分４分の３

別紙

令和　８年（ヌ）第　　１４号

物　件　目　録

６　所　　在　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　２５８番１

　　地　　目　田

　　地　　積　６８５平方メートル

　　持分４分の３

７　所　　在　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　２６６番１

　　地　　目　山林

　　地　　積　５２０平方メートル

８　所　　在　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　２６７番１

　　地　　目　山林

　　地　　積　１７３平方メートル

９　所　　在　石巻市桃生町城内字東嶺

　　地　　番　３３１番３

　　地　　目　雑種地

　　地　　積　１５５９平方メートル

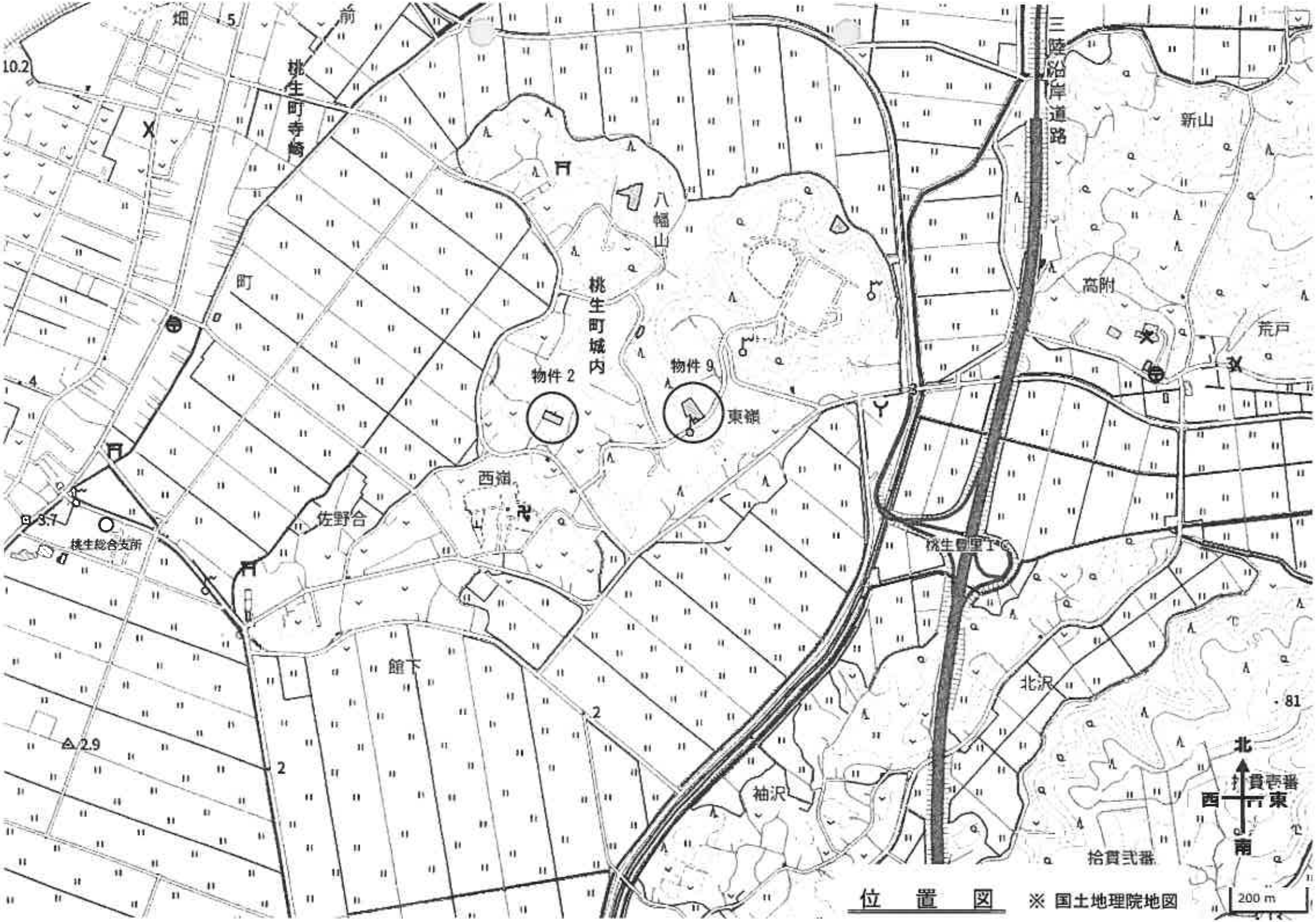
畑
前
桃生町寺崎
三陸沿岸道路
新山
八幡山
町
桃生町城内
物件 2
物件 9
東嶺
高附
荒戸
西猫
佐野合
桃生総合支所
館下
北沢
袖沢
拾貫弐番
北
西
東
南
200 m

位　置　図　※ 国土地理院地図

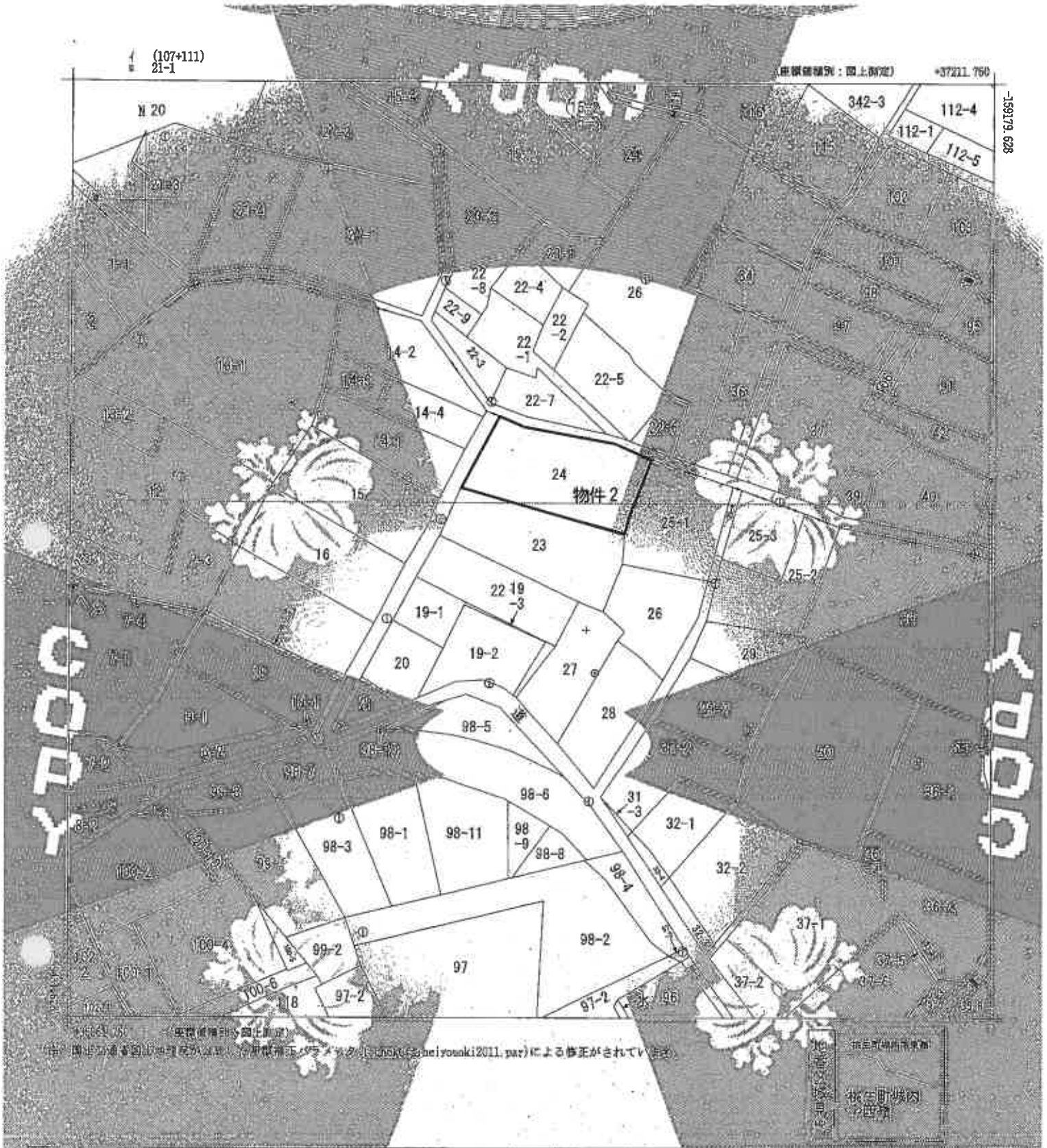

請求番号	所在	[illegible]			地番	23番		
地方縮小	[illegible]	備考区分	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	種類	地籍図
作成年月日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			

これは地図に記録されている事項を証明した書面です。
（仙台法務局石巻支局管轄）
令和8年2月2日
さいたま地方法務局[illegible]
[illegible]

A３をA４に縮小（71%）

請求番号：14-1
(1/1)

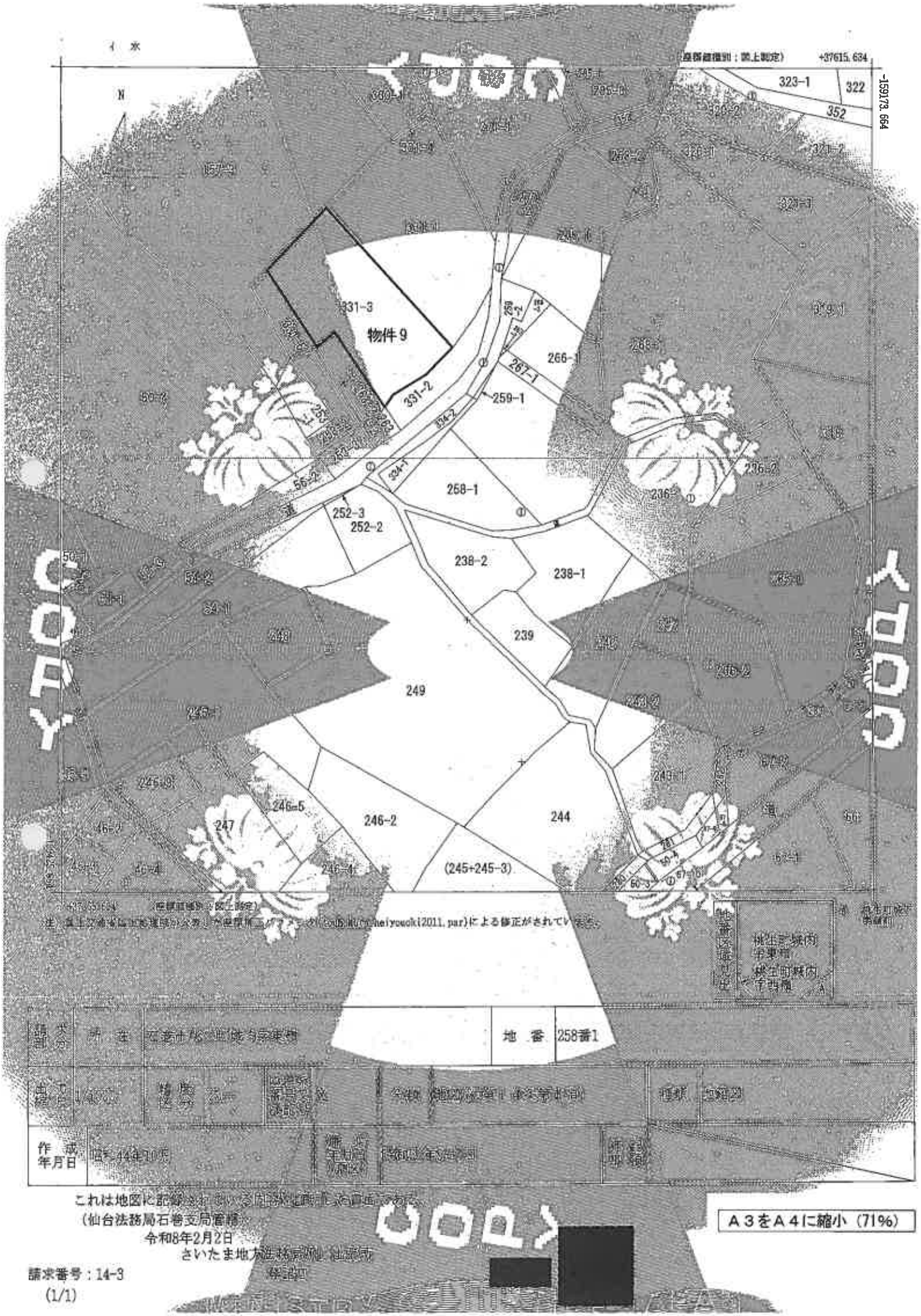

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
（仙台法務局石巻支局管轄）
令和8年2月2日
さいたま地方法務局[redacted]

A３をA４に縮小（71%）

請求番号：14-3
(1/1)

登記年月日：平成30年9月5日

これは図面に記録された事項の一部を証明したものである。
（仙台法務局石巻支局管轄）
令和3年2月2日　さいたま地方法務局戸田出張所

COPY

地番	331-3, 331-5	地積測量図
土地の所在	石巻市門脇町地内	

物件9

座標求積表

地番	㊀ 331-5			
点No	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P2	-159241.442	37424.040	7.086	-1129795.085092
P3	-159202.930	37436.149	18.667	-2977690.931781
P4	-159280.722	37442.737	8.109	-1291456.058811
P212	-159259.658	37444.258	-13.093	2179148.178238
P211	-159236.191	37429.054	-30.218	3219380.612592
			合計	-416.388269
			合計面積	208.1941330
			地積	208.19 ㎡

総合計面積	1767.7229660 ㎡

座標系番号	平面直角座標系第Ⅸ系		
点名	X座標	Y座標	原点
宮城県北	-159241.442	42124.232	
渡谷	-159202.930	37436.149	
牧山	-159280.722	41088.999	

測量者名	株式会社（測量士登録第２０１７）		
点名	座標	標識	備考
	X=-159241.442 Y=37424.040	金属鋲	多角点（金属鋲）
	X=-159236.191 Y=37429.054	金属鋲	多角点（金属鋲）
使用機器名称	トータルステーション		

点名	座標		標識	備考
	X	Y		

157-1

331-3

331-5

物件9

253-1

253-2

263-1

263-2

P211 境ブ

P212 境ブ

P2 境ブ

P3 境ブ

P4 境ブ

P5 境ブ

B22453 境ブ

作成者

審査人

縮尺 1/500

A3をA4に縮小（71%）